

寒河江市障害者社会参加促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、心身障害者（以下「障害者」という。）の福祉向上及び社会参加の促進を図るため、障害者が利用するタクシー利用料金又は自動車燃料費について予算の範囲内で助成を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 タクシー利用料金助成対象者は、寒河江市に住所を有し、現に居住している者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、下肢、体幹機能障害の1級から4級までの者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、上肢機能障害の1級から2級までの者
- (3) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、視覚障害の1級から4級までの者
- (4) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、聴覚障害の1級から2級までの者
- (5) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、内部障害の1級から4級までの者
- (6) 療育手帳の交付を受けている者
- (7) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

2 自動車燃料費助成対象者は、寒河江市に住所を有し、現に居住している者で、山形県県税条例（昭和29年山形県条例第18号）第142号第2号及び第3号又は寒河江市市税条例（昭和40年条例第20号）第77条の2に規定する

自動車税の減免を受けている自動車を所有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、下肢、体幹機能障害の1級から4級までの者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、上肢機能障害の1級から2級までの者
- (3) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、視覚障害の1級から4級までの者
- (4) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、聴覚障害の1級から2級までの者
- (5) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、内部障害の1級から4級までの者
- (6) 療育手帳の交付を受けている者
- (7) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
(指定業者)

第3条 市長は、この事業を遂行するため、市長が指定するタクシー会社及び給油会社等(以下「指定業者」という。)と協定書を締結する。

(申請)

第4条 この事業による助成を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、寒河江市障害者社会参加促進事業タクシー利用料金助成申請書(様式第1号)又は寒河江市障害者社会参加促進事業自動車燃料費助成事業申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。ただし、この事業による助成の申請は、対象者1人につきタクシー利用料金助成又は自動車燃料費助成のいずれか1つとする。

(認定)

第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、速やかに審査し、第2条に規定する対象者に該当すると認められたときは、福祉タクシー利用者証（様式第3号）及び福祉タクシー利用券（様式第4号、以下「タクシー券」という。）又は給油費利用者証（様式第5号）及び福祉給油券（様式第6号、以下「給油券」という。）を交付するものとする。

2 市長は、前項の交付を行ったときは、申請者が交付を受けている身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の備考欄に福祉タクシー利用者証又は給油費利用者証（以下「利用者証」という。）を交付した旨を明記するものとする。

3 タクシー券の発行枚数は、対象者1人につき別表1に定める枚数とし、年間20枚を限度とする。

4 給油券の発行枚数は、対象者1人につき別表2に定める枚数とし、年間12枚を限度とする。

（事業の実施方法）

第6条 この事業は、助成対象者に指定業者で利用できるタクシー券及び給油券を交付することにより実施するものとする。

（助成額）

第7条 タクシー料金の助成額は、タクシー券1枚につき600円とし、タクシーの乗車1回につき、2枚まで使用できるものとする。ただし、タクシー券を2枚使用できるのは、タクシー料金に100分の90を乗じて得た額（10円未満は切り捨て）がタクシー券1枚分の助成額に2を乗じて得た額を超える場合のみとする。

2 自動車燃料費の助成額は、給油券1枚につき1000円とし、1回の給油につき1枚の使用とする。ただし、1回の給油費が1000円に満たない時は使用できないものとする。

(利用方法)

第8条 タクシー券の利用者は、指定業者のタクシー運転手に手帳と利用者証を提示するとともにタクシー券を提出しなければならない。

2 利用者は、タクシー料金に100分の90を乗じて得た額（10円未満は切り捨て）から助成額を控除した額を負担するものとする。

3 給油券の利用者は、指定業者の職員に手帳と利用者証を提示するとともに給油券を提出しなければならない。

4 利用者は、給油費から自動車燃料費の助成額を控除した額を負担するものとする。

(助成額の請求)

第9条 指定業者は、月の初日から末日までの助成額について、翌月10日までに利用済のタクシー券又は給油券を請求書に添付し、市長に提出するものとする。

(不正利用の禁止)

第10条 利用者は、不正に利用券を使用したり、利用券を他人に譲渡してはならない。

2 市長は、利用者又は指定業者が不正な行為により利益を受けたと認めるときは、利用者の認定若しくは指定業者の取消又は不正に受けた利益の全部若しくは一部を返還させることができる。

(利用者証等の返還)

第11条 利用者は、第2条に規定する対象者でなくなったときは、利用者証返還届(様式第7号)に利用者証及び未使用分のタクシー券又は給油券を添えて市長に提出しなければならない。

(委任)

第12条 市長は、事業の実施に関し、権限に属する事務を福祉事務所長に委任

する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(寒河江市心身障害者福祉タクシー利用助成事業実施要綱の廃止)

2 寒河江市心身障害者福祉タクシー利用助成事業実施要綱(昭和58年4月1日)は廃止する。

(寒河江市心身障害者給油費助成事業実施要綱の廃止)

3 寒河江市心身障害者給油費助成事業実施要綱(平成9年4月1日)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号

寒河江市障害者社会参加促進事業
タクシー利用料金助成申請書

年 月 日

寒河江市長 様

申請者 住 所 寒河江市

氏 名 印

次により事業の利用を申請します。

対象者	氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所	寒河江市 電話番号 ()		
身体障害者手帳		県 第	号	
療 育 手 帳		県 第	号	
精神障害者保健福祉手帳		県 第	号	
記載事項	交付年月日	年 月 日 交付		
	等 級			
	障 害 名			

認 定 欄			
利用 者 番 号	利用者証交付年月日	タクシー券交付枚数	タクシー券受領印
認定第 号	年 月 日交付	枚	㊟

確認者	身障 下肢 ・ 体幹 ・ 視覚 ・ 内部	1 級 ・ 2 級 ・ 3 級 ・ 4 級
㊟	身障 上肢 ・ 聴覚	1 級 ・ 2 級
	療育 ・ 精神	

様式第2号

寒河江市障害者社会参加促進事業
自動車燃料費助成申請書

年 月 日

寒河江市長 様

申請者 住 所 寒河江市
氏 名

印

次により事業の利用を申請します。

対象者	氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所	寒河江市		
身体障害者手帳		県 第	号	
療 育 手 帳		県 第	号	
精神障害者保健福祉手帳		県 第	号	
記載事項	交付年月日	年	月	日 交付
	等 級			
	障 害 名			
自動車の車両番号				
自動車の所有者				
自動車の運転者				
免許証番号				

認 定 欄			
利用 者 番 号	利用者証交付年月日	給油券交付枚数	給油券受領印
認定第 号	年 月 日交付	枚	㊟

確認者	身障 下肢 ・ 体幹 ・ 視覚 ・ 内部	1 級 ・ 2 級 ・ 3 級 ・ 4 級
㊟	身障 上肢 ・ 聴覚	1 級 ・ 2 級
	療育 ・ 精神	
自動車税 (軽自動車税) 減免の有無		有 ・ 無

認 定 第 号

年 月 日交付

寒河江市福祉タクシー利用者証

住 所	寒河江市
氏 名	
生年月日	年 月 日

表記の者は、寒河江市障害者社会参加促進事業実施要綱により、タクシー利用料金の一部を寒河江市が助成するものであることを証明する。

寒河江市福祉事務所長

- ◆ 利用の際には、この利用者証と身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを運転手に提示してタクシー券を渡してください。
- ◆ 指定企業
寒河江タクシー
中央タクシー
葉山タクシー

様式第4号

No. _____

寒河江市福祉タクシー利用券

認定第 号

助成額 600 円

有効期限 年 月 日

使用年月日 年 月 日

利用1回につき、この利用券2枚まで使用できます。なお、利用料金を2枚使用できるのは、利用料金（1割引後）が助成額の2倍を超える場合だけです。助成額を超えるタクシー料金は、利用者の負担となります。

指定業者 寒河江タクシー

中央タクシー

葉山タクシー

寒河江市福祉事務所長

運転手さんへお願い

助成額は、会社を通じて請求してください。

お問い合わせ

寒河江市福祉事務所生活福祉係

電話 86-2111 内線 616・617

認定第 号

年 月 日交付

寒河江市給油費助成事業利用者証

住 所	寒河江市
氏 名	
生年月日	年 月 日
車両番号	

表記の者は、寒河江市障害者社会参加事業実施要綱により、給油費の一部を寒河江市が助成するものであることを証明する。

寒河江市福祉事務所長

- ◆ 利用の際には、この利用者証と身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを業者に提示して給油券を渡してください。
- ◆ 利用できるのは、市内のガソリンスタンドのみです。

No. _____

寒河江市福祉給油券

認定第 号

助成額 1000 円

有効期限 年 月 日

使用年月日 年 月 日

- ・給油代 給油費から助成額を差し引いた残額が本人負担額負担となります。
給油費が1000円未満のときは、使用できません。
- ・使用方法 1回の給油に1枚とします。

寒河江市福祉事務所長

従業員さんへお願い

助成額は、会社を通じて請求してください。

お問い合わせ

寒河江市福祉事務所 生活福祉係

電話 86-2111 内線 616・617

様式第7号

寒河江市障害者社会参加促進事業
利用者証返還届

年 月 日

寒河江市長 様

住 所
氏 名

印

利用者証を下記により返還します。

対象者	氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所			
返還理由				
返還証の種類	タクシー利用者証 / 給油費利用者証			

別表 1

・タクシー券

申請月	利用券発行限度枚数 (年間1人当たり)
4月	20枚
5月	18枚
6月	17枚
7月	15枚
8月	14枚
9月	12枚
10月	10枚
11月	9枚
12月	7枚
1月	6枚
2月	4枚
3月	2枚

別 表 2

・給油券

申請月	給油券発行限度枚数 (年間1人当たり)
4月	12枚
5月	11枚
6月	10枚
7月	9枚
8月	8枚
9月	7枚
10月	6枚
11月	5枚
12月	4枚
1月	3枚
2月	2枚
3月	1枚